

旭山動物園名称使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地場産業の振興並びに旭山動物園事業の推進に資することを目的に「旭山動物園」の名称使用の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 旭山動物園の名称の使用とは、表記する言語の種類に限らず、主に商品の名称に「旭山動物園」又はそれに準ずる表記を用いることを指す。

(使用対象者)

第3条 旭山動物園の名称を使用することができる者（以下「使用対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1)市内に本店もしくは生産拠点を有する会社法第2条で定義する会社
- (2)市内に住所を有する個人、団体、若しくはそれに準ずる者
- (3)旭山動物園内及び旭山動物園東門建物内の売店・飲食店のみで販売する商品を取り扱う者
- (4)その他市長が認める者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、対象外とする。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する業種に該当する者
- (2)各種法令に違反している者
- (3)行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者
- (5)旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者
- (6)その他適当でないと認められる者

(対象商品)

第4条 旭山動物園の名称を使用することができる商品は、前条に規定する使用対象者が製造し、又は販売するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とし、名称を使用することができない。

- (1)旭川市及び旭山動物園の品位等を損なうおそれのあるもの
- (2)法令等に抵触するもの又はそのおそれがあるもの
- (3)公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4)基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(5)政治性又は宗教性があるもの

(6)青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(7)旭山動物園の名称を自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるもの。

(8)名称を利用し、消費者を欺く又は消費者に誤解を与える等不当な利益を得るために利用し又はそのおそれがあるもの

(9)その他適当でないと認められるもの

(申請)

第5条 旭山動物園の名称を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ旭山動物園等名称使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第3号の要件に該当する使用対象者は、申請を要しない。

2 申請者は、次の責務を負う。

(1)特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となる商品を申請する場合、それに関する一切の責任を負う。

(2)商品に付随する各権利者（デザイナー、写真撮影者等）との間の権利処理を、自らの責任と負担において行い、商品が第三者の著作権、著作者人格権、知的財産権その他権利を侵害しないことを本市に保証する。

(3)使用に係る自己及び第三者への損害等について、本市は一切の責任を負わない。

(使用承認)

第6条 市長は、前項の申請があったときは、必要に応じて関係者などから広く意見を聞き調査する。承認することを決定したときは、その承認内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を旭山動物園名称使用決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 承認しないことを決定した場合も、同様とする。

(標章の使用禁止)

第7条 前条にかかわらず、旭山動物園の名称の使用に当たっては、別記第1に示す標章と同一又は類似するものは使用できない。

(商標登録の禁止)

第8条 申請者は、第1条で規定する名称（第2条の表記の範囲含む）及び当該名称を含む商品名を自己のものとして商標登録することはできない。

(申請の取下げ)

第9条 申請者が前条の申請において承認前に取り下げたときは、当該申請についてはなかったものとみなす。

(使用承認の取消し等)

第10条 市長は、次に掲げる場合にあっては、既に与えた使用承認を取り消し、又は使用を

停止させることができる。

- (1) この要綱又は指示に従わないとき
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき
- (3) その他市長が必要と認めるとき

(承認期間)

第 11 条 名称の使用承認期間は、特段の定めのない限りにおいて、申請のあった年度から起算し 5 年経過後の年度末（3 月 3 1 日）までとする。ただし、再度第 5 条に規定する申請を行うことを妨げない。

(調査等)

第 12 条 市は、必要に応じて承認を受けた者に対し、調査その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第 13 条 この要綱に基づく庶務は、旭山動物園において処理する。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 6 月 29 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 5 月 17 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 2 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1（第 7 条関係）

